

柴田町告示第69号

柴田町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月26日

柴田町長 滝 口



柴田町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

柴田町地域おこし協力隊設置要綱（平成27年柴田町告示第66号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(隊員の委嘱期間等)</p> <p>第4条 隊員の委嘱期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、町長は、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業の承継を行う場合において、次の各号のいずれにも該当し、かつ、委嘱期間の延長が必要であると認めるときは、2年を上限として当該委嘱期間を延長することができる。この場合において、通算した委嘱期間は5年を超えることができない。</u></p> <p><u>(1) 当該地場産業等が、地域における存続又は継承が必要なものとして町長が認めるものであること。</u></p> <p><u>(2) 起業の場合にあっては1人以上の新規雇用をし、事業の承継の場合にあっては承継する事業に係る雇用数を維持すること。</u></p> <p><u>(3) 町内に定住し、かつ、起業又は事業の承継を行うこと。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(隊員の委嘱期間等)</p> <p>第4条 隊員の委嘱期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。